

介護用品給付事業が始まります！ (在宅での介護を支援する事業です)

村では、令和7年4月1日より要介護高齢者等を介護している家族の経済的負担を軽減し、在宅生活を支援するため介護用品給付事業を開始します。

1. 支給対象の要件

在宅において要介護3以上と認定されている要介護者を介護していること。

※入院・施設入所者は対象となりません

2. 対象介護用品

紙おむつ，尿取りパット，使い捨て手袋，清拭剤，お尻拭き



3. 支給限度額と交付回数

・支給額の上限は、月額 3,000 円です。(3,000 円を超えた分及び対象外商品の購入は自己負担となります。)

・支給券は年 1 回交付します。

・給付は申請月の翌月からとなり、さかのぼって交付申請することは出来ません！

・給付券の有効期間は、給付券に指定された月の末日までとし、有効期間を過ぎた給付券は使用できません。

4. 介護用品給付券取扱い店

介護用品給付券は、平田村と契約している下記の取扱い店（村指定事業者）となります。

・ツルハドラッグ 福島平田店	電話 0247-25-1268
・コメリハード&グリーン平田よもぎだ店	電話 0247-25-1008
・アイランド薬局 平田店	電話 0247-25-1189

5. 申請後の流れ

- ①村（健康福祉課）に申請者（介護者）が給付券の申請をします。
- ②給付券は、交付決定後に、申請者（介護者）宛に送付します。
- ③申請者（介護者）は村指定事業者に給付券を提出し、介護用品を購入します。
- ④村指定事業者は、介護用品の代金を村に請求します。



*** 注意事項 ***

- 支給の要件を欠くに至ったとき（要介護者が入院又は施設入所等）は、速やかに「介護用品給付券利用変更届出書」を健康福祉課へ提出してください。
- 本事業は、要介護者がショートステイを含む施設入所や、入院等した日数の合計が、1月で15日を超える場合は、対象外となります。その際には、健康福祉課へお知らせください。併せて、給付券の返却もお願いいたします。

※入所等の日数の数え方

入所又は入院の日数については、入所等をした日及び退所等をした日の両方を含み、在宅の日数には含めません。

*おむつ代の医療費控除について

介護用のおむつ代は、一定条件を満たしている場合、医療費控除の対象となります。毎年の確定申告の時期にお近くの税務署、または村税務課（55-3113）へお問い合わせください。

・令和7年3月1日より順次、申請受付開始します。対象となられる方やご不明な点がある方は、健康福祉課 介護保険係、地域包括支援センター又は担当ケアマネジャー等にご相談ください。



●申請書の提出先・お問い合わせ先

健康福祉課 介護保険係 電話0247-55-3119